



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則		
*31 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(経営支援課) 1
○ 人事委員会規則		
*17 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 教育委員会規則		
*10 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則	 2
○ 告示		
329 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課) 2
○ 公安委員会告示		
10 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	 3
11 //	 3
12 //	 4
○ 海区漁業調整委員会指示		
1 まき餌船釣り等の禁止等	 4

規 則

和歌山県規則第31号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則(平成14年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第7条中「同条第20項」を「同条第18項」に改める。

第12条中「第10条第1項第3号」の次に「又は第10号」を加える。

第28条中「法第10条第1項第3号の事業を行う」を削る。

第47条中「法第10条第1項第3号の事業を行う」を削り、同条第18号中「不祥事件等の概要報告書」を「不祥事件等の概要報告書」に改める。

第48条中「第10条第3項」を「第10条第1項第3号」に改める。

別記第6号様式中「第10条第20項」を「第10条第18項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第17号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月3日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人和歌山県救急医療情報センター」を「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」に、「財団法人和歌山県栽培漁業協会」を「公益財団法人和歌山県栽培漁業協会」に、「財団法人和歌山県農業公社」を「公益財団法人和歌山県農業公社」に、「財団法人和歌山県老人クラブ連合会」を「一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会」に、「財団法人和歌山県国際交流協会」を「公益財団法人和歌山県国際交流協会」に改め、「財団法人和歌山県医学振興会」を削り、「社団法人和歌山県観光連盟」を「公益社団法人和歌山県観光連盟」に、「社団法人和歌山県青少年育成協会」を「公益社団法人和歌山県青少年育成協会」に改め、「社団法人和歌山県経済センター」を削り、「社団法人和歌山県病院協会」を「公益社団法人和歌山県病院協会」に、「社団法人和歌山県体育協会」を「公益社団法人和歌山県体育協会」に改め、「和歌山県道路公社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月3日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第7条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

別表中「財団法人和歌山県救急医療情報センター」を「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」に、「財団法人和歌山県栽培漁業協会」を「公益財団法人和歌山県栽培漁業協会」に、「財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」に、「財団法人和歌山県農業公社」を「公益財団法人和歌山県農業公社」に、「財団法人和歌山県国際交流協会」を「公益財団法人和歌山県国際交流協会」に、「社団法人和歌山県青少年育成協会」を「公益社団法人和歌山県青少年育成協会」に、「社団法人和歌山県体育協会」を「公益社団法人和歌山県体育協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第329号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年5月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年3月16日

2 名称

特定非営利活動法人ローカルヒーロー

3 代表者の氏名

東宣尚

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市本町1丁目8番地

5 定款に記載された目的

この法人は、子供の健全育成を図る活動に対して、ダンス教育に関する事業を行い、子供達の表現の場やダンスを練習出来る場所、仲間と出逢える環境作り、沢山の方にダンスを気軽に触れ親しんでいただき、ダンスの楽しさを伝える中で、地域に人と人がふれあう心のネットワーク作りに寄与することを目的とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成25年3月31日までとする。

平成24年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
奥村匡敏	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成25年3月31日までとする。

平成24年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鵜飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
小瀬朝海	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
奥村匡敏	同上	同上	

和歌山県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成26年3月31日までとする。

平成24年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
今出徹	県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
生駒芳久	同上	同上	
森田佳寛	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成24年4月3日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- この指示の有効期間は、平成24年4月24日から平成25年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合 (和共第21号)	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
	株式会社弁天前大敷		
			11月1日から翌年6月30日まで

東牟婁郡串本町檜野地先	(和定第9号)	で
	株式会社弁天前大敷 (和定第10号)	周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)	10月20日から翌年6月30日まで
東牟婁郡太地町地先	太地水産共同組合 (和定第12号)	10月20日から翌年6月30日まで
	太地水産共同組合 (和定第13号)	5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち次のアからクまでの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域
(世界測地系)

- ア 基点第174号(日高郡日の御崎に設置した標識)
北緯33度52.86分 東経135度03.48分
- イ 基点第173号(日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識)
北緯33度52.83分 東経135度03.35分
- ウ 北緯33度52.71分 東経135度02.78分
- エ 北緯33度52.38分 東経135度03.09分
- オ 北緯33度52.35分 東経135度03.49分
- カ 北緯33度52.92分 東経135度06.33分
- キ 北緯33度53.38分 東経135度06.53分
- ク 北緯33度53.51分 東経135度06.53分

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のアからウまでの各点を中心とする半径500mの範囲
(世界測地系)

- ア 北緯33度35.91分 東経135度19.39分
- イ 北緯33度35.16分 東経135度21.49分
- ウ 北緯33度34.68分 東経135度20.92分